

宮島訪問税の制度概要について

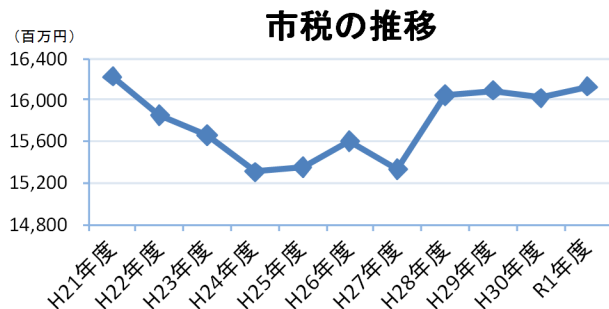
ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

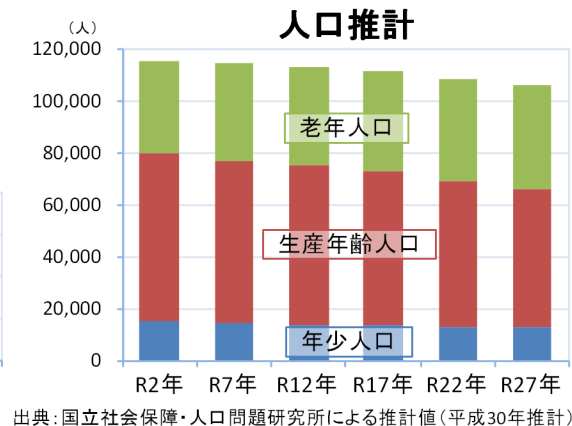
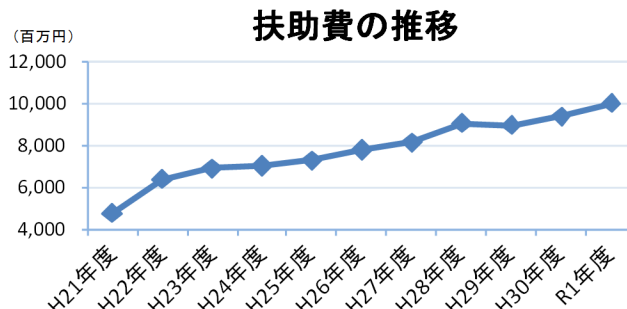
はつかいちし

安定的な財源の確保の必要性

- 廿日市市の人口は、国の機関の推計によると、令和27年には、約9.7千人減少し、約10.5万人になるとされています。
- 今後、市全体で生産年齢人口は約1.1万人減少し、市税は減少する見込みです。同時に、老年人口は約3.5千人増加し、高齢化の進行による扶助費は増加する見込みです。

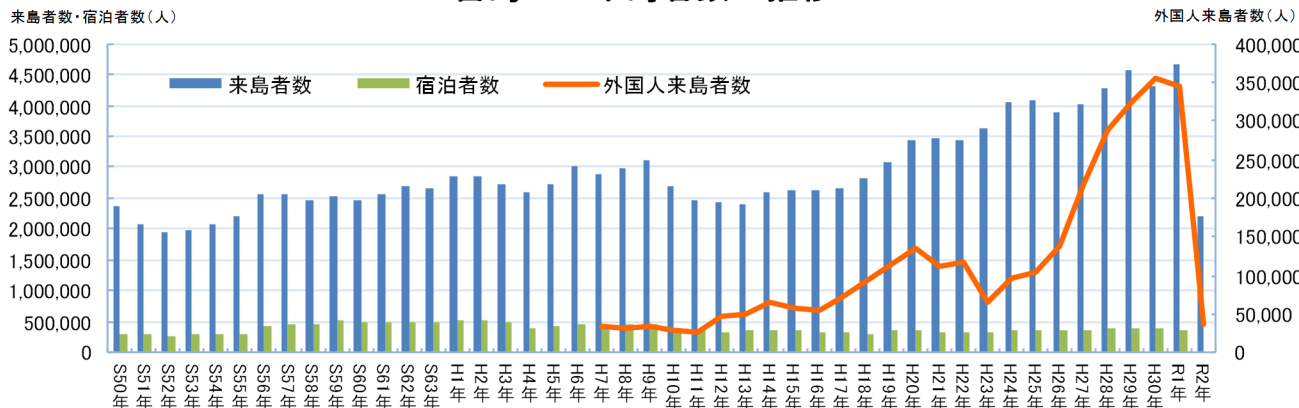


出典: 廿日市市・主要施策の成果に関する説明書(令和元年度)



- 宮島への来島者数は増加傾向にあります。(ただし、新型コロナウイルス感染症拡大により現在の来島者数は減少している。)
- 宮島での宿泊者は来島者の1割にも満たない状況となっています。(他の自治体のように宿泊税は有効ではない。)

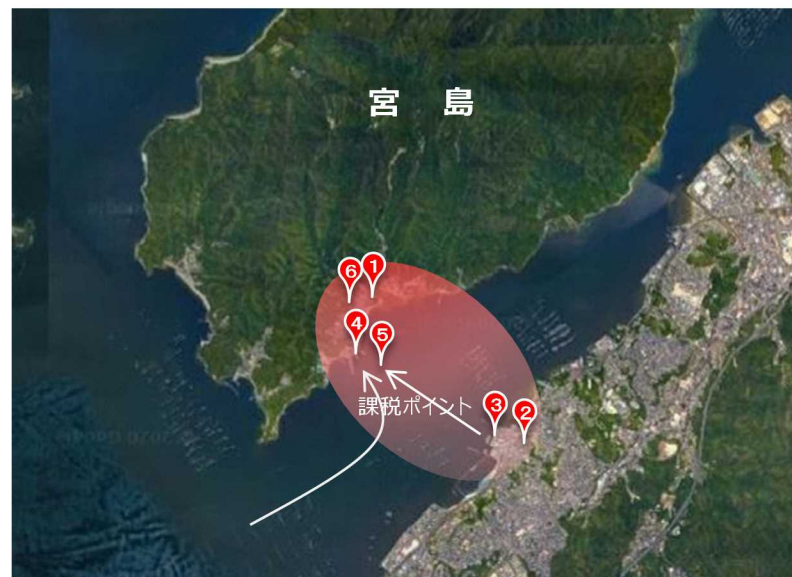
宮島への来島者数の推移



厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪者を受け入れるための環境整備を安定的に行う必要があります。

受け入れ環境の整備への対応

- 世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっています。
- 多くの方が宮島を訪れることに対応し、廿日市市が受け入れ環境の整備を行っている代表的な例は、
 - ① 宮島おもてなしトイレ等の設置・維持管理 ② 宮島口渋滞対策の実施 ③④大規模な旅客ターミナルの改修・維持管理
 - ⑤⑥ 安全安心のための消防艇・診療所の運営 などが挙げられます。（外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要）



- 厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応していく必要があります。

■宮島への来訪者による行政需要の推移（宮島訪問税の活用事業）

（単位：百万円）

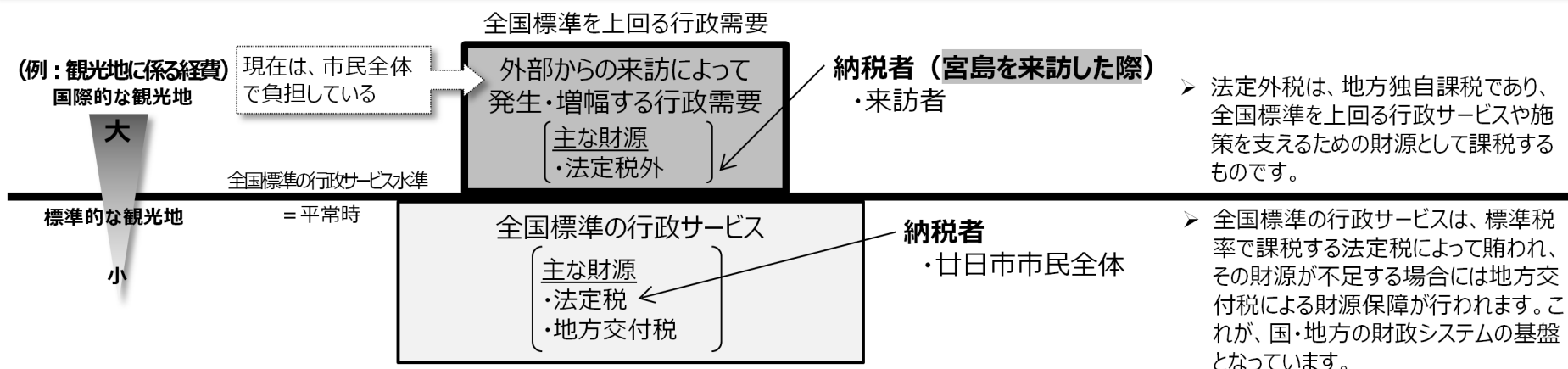
	平成25年度決算			平成28年度決算			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B	事業費 A+B	特定 財源 A	一般 財源 B
概算事業費	349.9	212.0	137.9	593.8	412.0	181.8	1,224.3	879.6	344.7	1,261.7	937.7	324.0	1,051.6	674.2	377.4	1,385.4	1,036.2	349.2	1,513.5	1,158.9	354.6

（留意事項） 1 平成25年度と平成28年度は、宮島への来訪者による財政需要の決算額である。
 2 この資料の令和3年度～令和7年度の推移は、令和2年3月に、宮島財源確保検討委員会の資料として作成したものである。

3 概算事業費は、まちづくり基本構想掲載の施策と令和2年度当初予算をベースに、令和3年度～令和7年度の5年間で推移したものである。
 4 事業費は、毎年度の予算で決定されるものであり、あくまで想定される参考値である。

法定外税の課税根拠と必要性

1. 地方税等と法定外税の位置・特性の関係 及び 法定外税の課税根拠



※ 月刊「地方税」2013年10月号「法定外税 is dead?」（神奈川大学・青木宗明教授）から要約。イメージ図は、市で加工作成。

2. 法定外税の必要性

- 世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっています。
- 多くの来訪によって発生・増幅する行政需要は、多くを市民全員が負担していますが、将来にわたって安定的、継続的に対応するためには、来訪者にもその一部を負担していただく構造に切り替える必要があります。



- 普通交付税の基準財政需要額は、一般的な住民サービスに必要な経費であり、観光客等の多数の訪問者数は市町村毎の公信力を持った統計数値もないことから、普通交付税の算定対象とはなっていません。従って、観光客等の訪問者への対応に必要な経費について国等からの財政措置も十分とは言えません。
- 基本的に宮島地域以外の市民が宮島を訪問する場合は、生活と一体ではないことから市外の観光客とともに受け入れ環境等の整備など全国標準を上回る行政需要を発生・増幅させ、その財政需要の原因者となります。

普通税での対応

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、大きく2つに分類できます。

(例)

外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要	① 来訪・観光目的によって発生する行政需要	宮島おもてなしトイレ等の設置・維持管理、宮島口渋滞対策の実施など
	② 市民にも提供しているサービスでその数量が増幅する行政需要	大規模な旅客ターミナルの改修・維持管理、ごみ処理、消防・診療所などの医療体制など

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は必ずしも観光等に限定されることなく多岐にわたるため、あらかじめ事業を限定する必要のある目的税では対応が困難です。
- そのため、「外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要」に対応するには、**普通税**で構築する必要があります。

参 考

目的税は、特定の費用に充てるために課することができる制度です。そのため、法定税における目的税の使途は、次のように具体的かつ限定的になっています。

■ 地方税法による目的税の例（市町村）

区 分	税 目	使 途
法定目的税	入湯税	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため
	都市計画税	都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため
法定任意目的税	水利地益税	水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業に要する費用に充てるため
	共同施設税	共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用に充てるため
	宅地開発税	宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設で政令で定めるものの整備に要する費用に充てるため
	国民健康保険税	国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用に充てるため

1. 名 称

廿日市市宮島訪問税条例

- 納税者にとってどのような行為に課税されるのかや何のための税なのかが分かりやすい名称とします。

2. 税の種別と課税根拠

普通税

- 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、必ずしも観光等に限定されことなく多岐にわたるため、普通税で構築します。また、毎年の予算・決算で宮島訪問税の活用事業を議会に提示し、審議していただくこととなります。
- 課税の趣旨を明確にするため、条例に趣旨規定を設けます。

(趣旨)

第1条 この条例は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する宮島訪問税に関し必要な事項を定める。

3. 納税義務者

船舶による宮島への訪問者に課税

- 宮島への外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要の原因者（船舶による宮島への訪問者）に課税します。
- ただし、宮島町の区域の住民（住民票に記載されている住所が宮島町の区域内である者を言います。）その他これに準ずる者として次に掲げるものを除きます。

ア 宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者

イ 宮島町の区域内にある学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う場所、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）に通う学生、生徒、児童、幼児又は乳児

4. 課税免除の対象

- 次の者は、課税免除とします。

(1) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

- 未就学児は、課税免除とします。

(2) 学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等（以下「行事等」という。）に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人

- 修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事や活動等に参加するために宮島を訪問する場合は、その参加者について課税免除とします。

(3) 精神又は身体に障害がある者であって次のいずれかに該当するもの

- ア 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）を支給された者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者は、課税免除とします。

※ 当初は、「未就学児」、「小学生」、「知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者」を課税免除の対象として検討していましたが、9月議会・議員全員協議会や総務常任委員会所管事務調査での意見を踏まえ、課税免除の対象を再検討した結果、上記の対象となりました。

5. 減 免

天災その他特別の事情がある場合において、宮島訪問税の免除を必要とすると認める者

- 天災など特別の事情により、宮島を訪問する場合は税を免除できるような規定を設けます。

宮島訪問税の制度概要

6. 税 率

訪問者 1 人 1 回宮島町の区域に入域することに 1 0 0 円。
1 年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者 1 人 1 年ごとに 5 0 0 円。

- 総務省の同意基準、他の地方団体で類似の税を導入している場合の観光客への影響、税を活用する事業費を総合的に踏まえ税率 1 0 0 円を設定しています。
- 宮島財源確保検討委員会からの報告を受け、次の理由から特別の配慮として年払い制度を導入します。

導入の経緯

- ❑ 入域毎に課税をする環境協力税・美ら島税や関空連絡橋利用税の例と違い、宮島航路は生活航路の指定を受けるなど、往来の頻度の高い者が多いことが想像できる。また、宮島が過疎地域に指定されていることを踏まえると、様々な目的の往来の頻度の高い者への特別の配慮を行うことも必要である。
- ❑ 法定外税の導入にあたり、各種団体から要望もあったことから、往来の頻度の高い課税対象者に対して、国税（とん税）で導入されている年払い制度を参考に負担軽減を図る。
- ❑ 訪問 1 回の税率 1 0 0 円を踏まえ、往来の頻度が高い者への特別の配慮と、特別徴収義務者の判別事務等のかかる負担を考慮し、年払いの場合の税率 5 0 0 円を設定した。

税 率

7. 徴収について

徴収方法（申告納付・特別徴収）や特別徴収義務者が市に申告納入する手続き、特別徴収義務者の登録手続き等を条例に規定。

- 8 ページ～ 1 1 ページを参照。

8. 制度の検証

条例の施行後 5 年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

- 条例の附則に、5 年ごとに検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる規定を設けます。

徴収について

徴収方法について

1. 宮島における港湾施設(栈橋)の位置図



平成29年航空写真(廿日市市地図情報システムより)

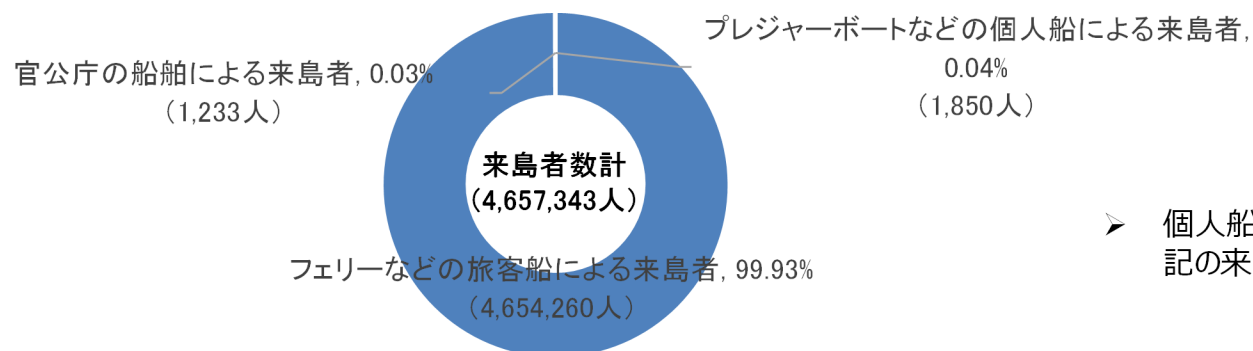
2. 港湾施設別来島者数

令和元年における港湾施設別の来島者数

施設名	来島者数	利用者	港湾施設使用許可事務 (使用料徴収事務委託先)
宮島 1 号栈橋	2,544,519人 (54.63%)	J R 西日本宮島フェリー	廿日市市
宮島 2 号栈橋	1,723,075人 (37.00%)	宮島松大汽船	廿日市市
宮島 3 号栈橋	382,276人 (8.21%)	アクアネット広島、瀬戸内シーライン等	廿日市市 (民間事業者)
宮島ビクターバス	4,492人 (0.10%)	ボート、ヨット等係留	廿日市市 (民間事業者)
杉之浦栈橋	2,434人 (0.05%)	観光船、貸切船等	廿日市市
包ヶ浦栈橋	547人 (0.01%)	観光船、貸切船等	廿日市市
	4,657,343人 (100%)		

3. 船舶別来島者数

船舶別の来島者割合 (令和元年)



➤ 個人船等で栈橋を利用しないで入域する者は、左記の来島者数には入っていない (実数は不明)

※ 港湾施設 (栈橋) を利用した者の数

4. 税の徴収方法

- 入域すると100円の徴収方法は、次のとおり3種類あります。

フェリーなどの旅客船で宮島に・・・

特別徴収：旅客船の運賃に上乗せして税を徴収します。

特別徴収義務者：【定期航路】 J R 西日本宮島フェリー、宮島松大汽船、アクアネット広島、瀬戸内シーライン、瀬戸内海汽船、瀬戸内海クルーズ

【不定期航路】 瀬戸内シーライン、瀬戸内海汽船、宮島遊覧観光、バンカーサプライ、せとうちクルーズ、YOU-Be、フィールランド、ティーズカンパニー など

プレジャーボートなどの個人船で宮島に・・・

特別徴収：栈橋使用料を徴収する際に税を徴収します。

特別徴収義務者：栈橋管理者（栈橋係船料収納事務委託事業者）

栈橋を利用せず、自然海岸に個人船に乗りつけ

申告納付：市に申告して頂き、税を徴収します。

- 年払いの500円の徴収方法は次のとおりです。

頻繁に来島（入域する船舶の種類・着岸場所は問いません）

申告納付：市に申告して頂き、税を徴収します。
（納付後、1年間は納税の必要はない。）

參考資料

宮島訪問税の活用事業

■宮島への来訪者による行政需要の推移表（宮島訪問税の活用事業）

（単位：百万円）

主な事業	平成25年度決算			平成28年度決算			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B	事業費 A+B	特定財源 A	一般財源 B
宮島ターミナル運営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8	57.8	0.0	57.8
宮島ターミナル管理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7	83.2	52.5	30.7
宮島ターミナル管理	18.8	12.9	5.9	12.8	12.8	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0	13.1	13.1	0.0
宮島ターミナル整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	4.0	0.0	4.0	4.0	0.0	4.0	55.0	52.2	2.8	200.0	190.0	10.0
宮島桟橋管理	19.8	19.8	0.0	27.1	27.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0	31.1	31.1	0.0
宮島3号桟橋整備	47.0	46.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮島口地区整備事業	86.4	73.5	12.9	372.3	308.0	64.3	644.3	612.1	32.2	764.8	726.5	38.3	267.4	254.0	13.4	241.2	229.1	12.1	44.0	41.8	2.2
宮島口渋滞対策	19.5	0.0	19.5	21.1	0.0	21.1	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0
トイレ等維持管理	13.7	0.0	13.7	14.1	0.0	14.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1	31.4	1.3	30.1
包ヶ浦観光事業特別会計	47.5	33.6	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
包ヶ浦自然公園管理運営	0.0	0.0	0.0	19.1	0.4	18.7	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0	13.6	0.6	13.0
包ヶ浦自然公園リニューアル	0.0	0.0	0.0	37.4	36.4	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮島事業系ゴミ処理	52.9	11.6	41.3	48.7	16.1	32.6	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3	22.2	15.9	6.3
地域拠点施設整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域拠点施設維持管理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0	36.0	0.0	36.0	35.0	0.0	35.0	35.0	0.0	35.0
ビジターセンター機能整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	17.5	7.5	0.5	0.0	0.5
宮島診療所夜間対応	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3	2.3	2.0	0.3
宮島観光案内等	9.2	7.5	1.7	7.6	4.4	3.2	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6	30.3	14.7	15.6
宮島無電柱化、道路美装化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	4.7	0.3	10.0	9.5	0.5	100.0	90.2	9.8	200.0	190.0	10.0
歴史民俗資料館管理管理	17.7	4.9	12.8	16.7	4.7	12.0	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2	17.4	4.2	13.2
歴史民俗資料館整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	33.7	3.8	64.1	57.6	6.5	529.5	476.5	53.0	656.0	590.4	65.6
世界遺産センター機能整備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	17.5	7.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5
消防艇、救急救助艇管理	6.0	0.0	6.0	9.5	0.0	9.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	0.0	7.5
海底送水管整備 （一般会計負担分）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	170.5	119.3	51.2	47.5	33.2	14.3	280.0	196.0	84.0	37.5	26.2	11.3	10.0	7.0	3.0
その他 （メー、ル付、公園管理等）	11.4	1.3	10	7.4	2.1	5	22.6	12.8	10	18.0	4.2	14	15.2	4.2	11	11.8	9.1	3	17.6	4.3	13
計	349.9	212.0	137.9	593.8	412.0	181.8	1,224.3	879.6	344.7	1,261.7	937.7	324.0	1,051.6	674.2	377.4	1,385.4	1,036.2	349.2	1,513.5	1,158.9	354.6

- （留意事項）
- 1 平成25年度と平成28年度は、宮島への来訪者による財政需要の決算額である。
 - 2 この資料の令和3年度～令和7年度の推移は、令和2年3月に、宮島財源確保検討委員会の資料として作成したものである。
 - 3 主な事業及び事業費は、まちづくり基本構想掲載の施策と令和2年度当初予算をベースに、令和3年度～令和7年度の5年間で推移したものである。
 - 4 事業及び事業費は、毎年度の予算で決定されるものであり、あくまで想定される参考値である。

他の法定外税の税率と観光客等の推移

1. 観光に関連する法定外税の税率

種別	名称	自治体	課税客体	税率												
法定外普通税	別荘等所有税	熱海市	別荘等の所有	1㎡…年650円												
	歴史と文化の環境税	太宰府市	有料駐車場に駐車する行為	二輪車（自転車を除く）…50円 乗用車定員10人以下…100円 定員10人超え29人以下…300円 定員29人超…500円												
	空港連絡橋利用税	泉佐野市	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	1 往復…100円												
法定外目的税	遊漁税	富士河口湖町	河口湖での遊漁行為	1 人 1 日…200円												
	宿泊税	東京都	旅館、ホテル等への宿泊する行為	宿泊料金10,000円以上15,000円未満…100円 15,000円以上…200円												
		大阪府		宿泊料金7,000円以上15,000円未満…100円 15,000円以上20,000円未満…200円 20,000円以上…300円												
		京都市		宿泊料金20,000円未満…200円 20,000円以上50,000円未満…500円 50,000円以上…1,000円												
		金沢市		宿泊料金20,000円未満…200円 20,000円以上…500円												
		北海道倶知安町		宿泊料金の2%												
		福岡県		<table><tr><th>宿泊料金</th><th>福岡市・北九州市 県税分</th><th>市税分</th><th>左記以外 県税分</th></tr><tr><td>20,000円未満</td><td>50円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr><tr><td>20,000円以上</td><td>50円</td><td>450円</td><td>500円</td></tr></table>	宿泊料金	福岡市・北九州市 県税分	市税分	左記以外 県税分	20,000円未満	50円	150円	200円	20,000円以上	50円	450円	500円
		宿泊料金			福岡市・北九州市 県税分	市税分	左記以外 県税分									
		20,000円未満			50円	150円	200円									
	20,000円以上	50円	450円	500円												
福岡市																
北九州市																

他の法定外税の税率と観光客等の推移

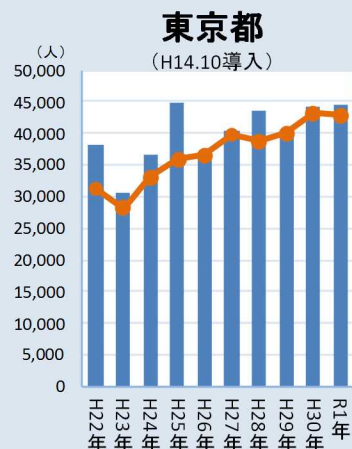
種別	名称	自治体	課税客体	税率
法定外目的税	乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗用車定員10人以下・・・300円 定員11人以上29人以下・・・1,500円 定員30人以上 一般乗合バス・・・2,000円 一般乗合バス以外・・・3,000円
	環境協力税	伊是名村	海上運送法による許可・届出をした船舶、営業による飛行機等により入域する行為	1回の入域・・・100円
		伊平屋村		
		渡嘉敷村		
	美ら島税	座間味村		

2. 主な観光地での税導入と観光客等の推移

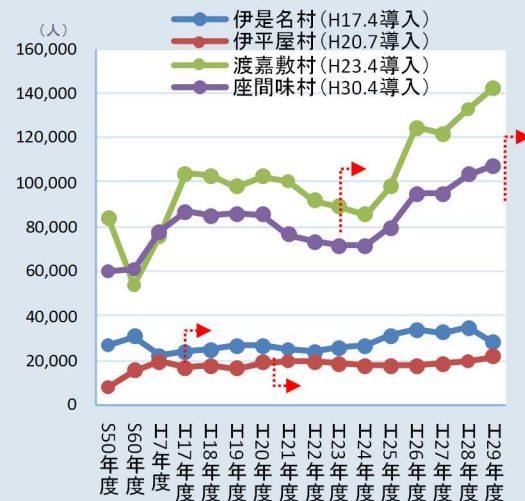
観光庁や各自治体で公表されている数値をもとに、税導入の前後の観光客数等の推移は次のとおりです。

宿泊税を導入している自治体の宿泊者数と宿泊者観光消費額の推移

● 宿泊者数 ■ 宿泊者観光消費額



沖縄県4村の入域観光客数の推移



※ 東京都・大阪府は、日本人のみの宿泊者観光消費額。

京都市は、日本人と外国人の宿泊者観光消費額、H23・24年は宿泊者数に一人当たりの宿泊者観光消費額単価を乗じて算出。

※ R1年より宿泊施設へのアンケートに基づく推計から宿泊税データを活用した手法に変更。H30年以前の単純比較ができない。（京都観光総合調査より）

出典：東京都・大阪府の宿泊者数は、宿泊旅行統計調査（観光庁）、宿泊者観光消費額は、旅行・観光消費動向調査（観光庁）。京都市の宿泊者数及び宿泊者観光消費額は、京都観光総合調査（京都市）。

出典：沖縄県観光要覧（沖縄県）

参考資料（アンケート調査の結果）

- 対面アンケート調査（実施日：令和2年9月5日）
- WEBアンケート調査（実施日：令和2年10月5日～7日）

対面アンケート調査

1. アンケートの概要

目 的	宮島訪問税について、宮島に訪問された方等の意向を把握するため
日 時	令和2年9月5日（土曜日） 12：45～15：45 （晴れ時々曇り）
場 所	宮島栈橋旅客ターミナル前広場
対 象	帰路の観光客等（宮島住民や通勤者も含む）
方 法	聞き取り調査により実施。 なお、回答者にはアンケートの趣旨説明を行った上で、各設問の回答を聞き取っている。 【趣旨説明】 廿日市市は、世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り次世代に継承することを責務として取り組んでおり、この魅力ある宮島を訪れていただいている皆様が宮島や宮島口などで快適に過ごしていただける環境整備を行うため、その整備にかかる費用の一部を税としてご負担いただきたいと思います。 （回答者が市民の場合には、宮島住民等は課税対象外でそれ以外の市民は課税対象となる旨を説明している。）
回答者数	404人 （当日の来島者数 5,365人）



アンケート調査を実施した場所（宮島栈橋旅客ターミナル前広場）



聞き取り調査の様子

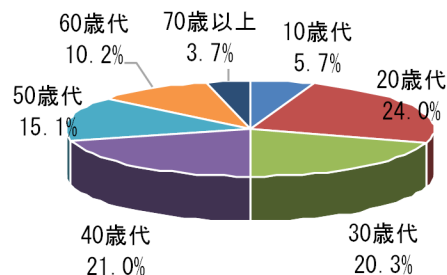
対面アンケート調査

2. アンケートの回答者属性

※ 男女の意識の差を調査することが目的ではないため、性別欄の設問は設けていない。

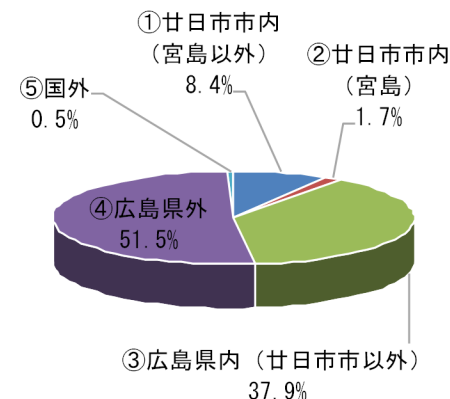
年 齢

区分	人数	比率
10歳代	23人	5.7%
20歳代	97人	24.0%
30歳代	82人	20.3%
40歳代	85人	21.0%
50歳代	61人	15.1%
60歳代	41人	10.2%
70歳以上	15人	3.7%
合計	404人	100.0%



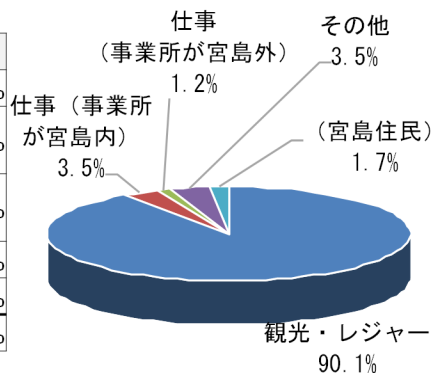
居 住 地

区分	人数	比率
① 廿日市市内 (宮島以外)	34人	8.4%
② 廿日市市内 (宮島)	7人	1.7%
③ 広島県内 (廿日市市以外)	153人	37.9%
④ 広島県外	208人	51.5%
⑤ 国外	2人	0.5%
合計	404人	100.0%



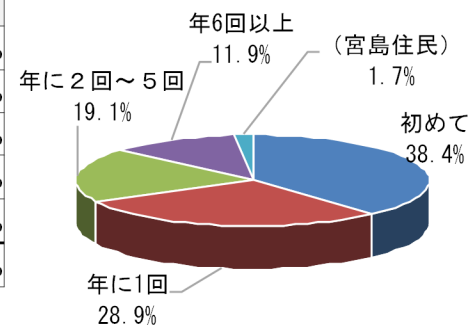
来訪目的

区分	人数	比率
観光・レジャー	364人	90.1%
仕事 (事業所が宮島内)	14人	3.5%
仕事 (事業所が宮島外)	5人	1.2%
その他 (宮島住民)	14人	3.5%
その他 (宮島以外)	7人	1.7%
合計	404人	100.0%



来訪回数

区分	人数	比率
初めて	155人	38.4%
年に1回	117人	28.9%
年に2回～5回	77人	19.1%
年6回以上 (宮島住民)	48人	11.9%
年6回以上 (宮島以外)	7人	1.7%
合計	404人	100.0%



対面アンケート調査

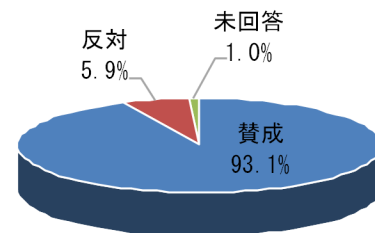
3. アンケートの集計結果

宮島訪問税への賛否

設 問

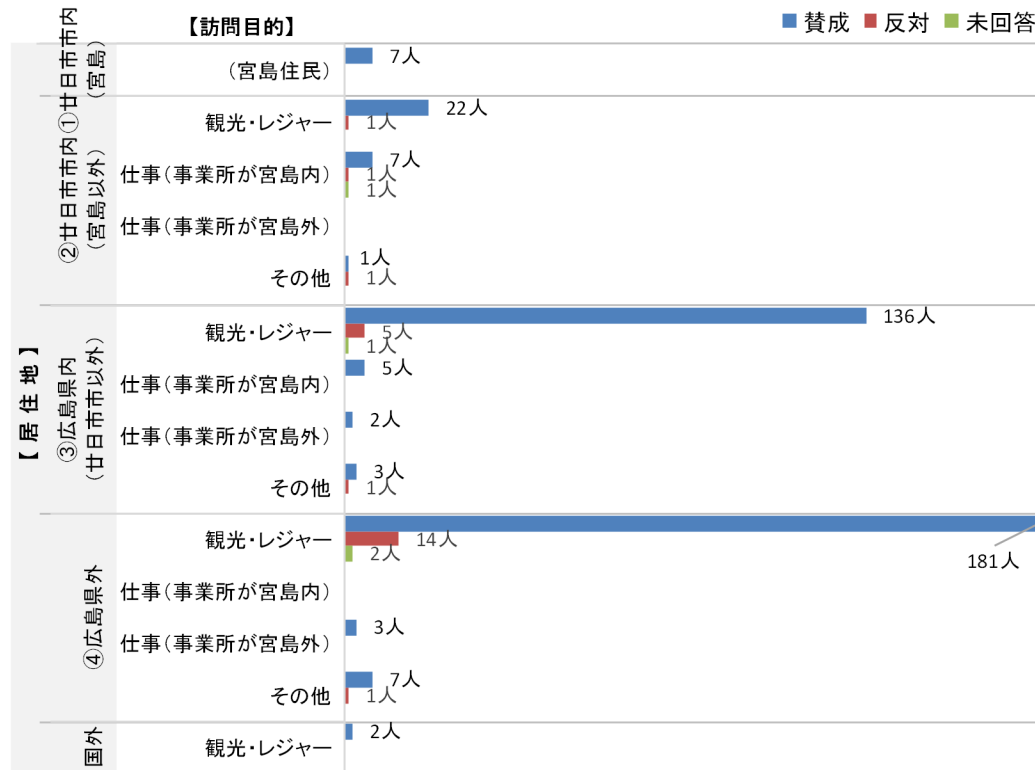
宮島には多くの観光客に訪れていただいておりますが、観光客など宮島を訪れる皆様が快適に宮島・宮島口で過ごしていただけるよう環境整備を進めるため（観光客など多くの来訪者により発生する行政需要についてその経費の一部の負担を求めるため）、訪問者から、来島1回あたり税額100円又は、頻繁に訪問する方の負担軽減として年払い税額500円（年間パスのようなもの）をご負担いただくことを検討しています。税の導入に賛成されますか？

区分	人数	比率
賛成	376人	93.1%
反対	24人	5.9%
未回答	4人	1.0%
合計	404人	100.0%



居住地・訪問目的別の賛否

居住地	賛成	反対	未回答	計
来訪目的				
①廿日市内（宮島）	7人	0人	0人	7人
（宮島住民）	7人	0人	0人	7人
②廿日市内（宮島以外）	30人	3人	1人	34人
観光・レジャー	22人	1人	0人	23人
仕事（事業所が宮島内）	7人	1人	1人	9人
仕事（事業所が宮島外）	0人	0人	0人	0人
その他	1人	1人	0人	2人
③広島県内（廿日市市以外）	146人	6人	1人	153人
観光・レジャー	136人	5人	1人	142人
仕事（事業所が宮島内）	5人	0人	0人	5人
仕事（事業所が宮島外）	2人	0人	0人	2人
その他	3人	1人	0人	4人
④広島県外	191人	15人	2人	208人
観光・レジャー	181人	14人	2人	197人
仕事（事業所が宮島内）	0人	0人	0人	0人
仕事（事業所が宮島外）	3人	0人	0人	3人
その他	7人	1人	0人	8人
⑤国外	2人	0人	0人	2人
観光・レジャー	2人	0人	0人	2人



WEBアンケート調査

1. アンケートの概要

目 的	宮島訪問税を導入するにあたり、宮島訪問税の認知度や租税意識を把握するため
方 法	インターネット調査により実施
調査地域	日本全域
日 時	令和2年10月5日（月）から10月7日（水）まで
調査対象者 標本抽出方法	過去5年以内に宮島への訪問経験のある者又は今後5年以内に宮島への訪問意向のある者
回答者数	1,200人 ➤ 地域特性を考慮するため、広島県在住者400人、広島県外在住者800人で割付を行っている。 【スクリーニング調査】4,362人 ➤ 調査の対象条件である「過去5年以内に宮島への訪問経験のある者又は今後5年以内に宮島への訪問意向のある者」を抽出するためスクリーニング調査を実施し、調査条件を満たす者が1,200人確保できた時点で調査を終了

■ 都道府県別の回答者数（計1,200人）

北海道	16人	青森県	7人	岩手県	1人	宮城県	9人	秋田県	5人	山形県	3人	福島県	3人
茨城県	11人	栃木県	4人	群馬県	7人	埼玉県	56人	千葉県	33人	東京都	104人	神奈川県	64人
新潟県	8人	富山県	7人	石川県	6人	福井県	6人	山梨県	2人	長野県	4人	岐阜県	7人
静岡県	19人	愛知県	55人	三重県	12人	滋賀県	10人	京都府	25人	大阪府	91人	兵庫県	57人
奈良県	11人	和歌山県	12人	鳥取県	2人	島根県	4人	岡山県	24人	広島県	400人	山口県	13人
徳島県	3人	香川県	12人	愛媛県	8人	高知県	3人	福岡県	44人	佐賀県	5人	長崎県	6人
熊本県	8人	大分県	5人	宮崎県	4人	鹿児島県	3人	沖縄県	1人				

■ 広島県内市町の回答者数（計400人）

広島市	220人	呉市	21人	竹原市	3人	三原市	9人	尾道市	6人	福山市	52人	府中市	2人
三次市	8人	庄原市	1人	大竹市	5人	東広島市	26人	廿日市市	19人	安芸高田市	0人	江田島市	2人
府中町	8人	海田町	7人	熊野町	4人	坂町	1人	安芸太田町	1人	北広島町	1人	大崎上島町	2人
世羅町	0人	神石高原町	2人										

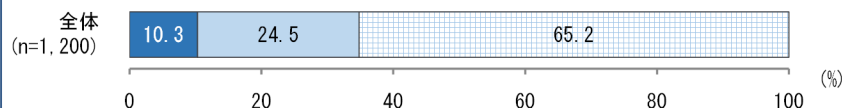
2. アンケートの集計結果

宮島訪問税の認知度

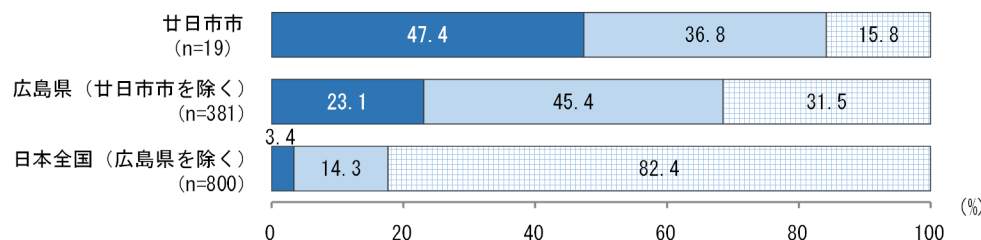
設 問

あなたは宮島訪問税の導入を検討していることを知っていましたか。当てはまる選択肢をお選びください。

【宮島訪問税の認知状況（全体）】



【宮島訪問税の認知状況（居住地別）】



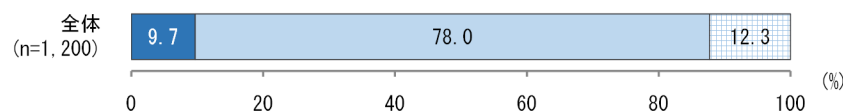
詳しい内容を知っていた
 名前だけなら知っていた
 知らなかった（今日初めて聞いた）

宮島訪問税導入による来訪意欲の変化

設 問

日本三景のひとつであり、世界遺産を擁する宮島には、国際的観光地として多くの観光客に訪れていただいておりますが、宮島を訪れる皆様が快適に宮島・宮島口で過ごしていただけるよう環境整備を進めるため、100円/回又は頻繁に訪れる方の負担軽減として500円/年（年間パスのようなもの）の宮島訪問税の導入を検討しています。この宮島訪問税が導入されると仮定した場合、あなたの宮島を訪れたい気持ちは変わりますか。当てはまる選択肢をお選びください。

【税導入による来訪意欲の変化（全体）】



訪れたい方向に変わる
 訪れたい気持ちは変わらない
 訪れたくない方向に変わる

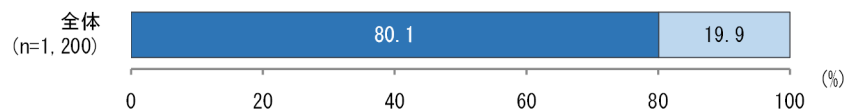
2. アンケートの集計結果

宮島訪問税への賛否

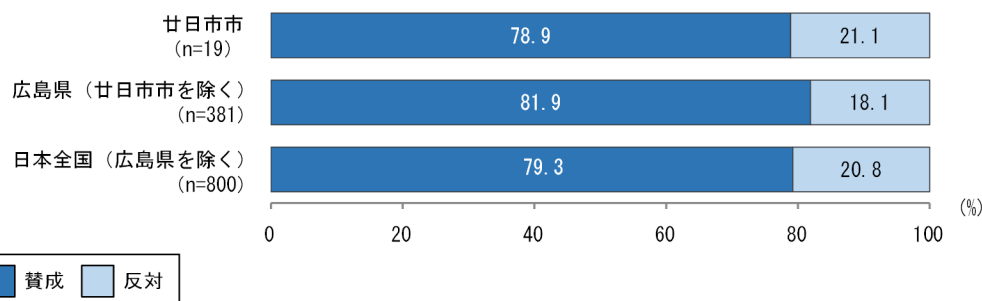
設問

日本三景のひとつであり、世界遺産を擁する宮島には、国際的観光地として多くの観光客に訪れていただいておりますが、宮島を訪れる皆様が快適に宮島・宮島口で過ごしていただけるよう環境整備を進めるため、100円/回又は頻繁に訪れる方の負担軽減として500円/年（年間パスのようなもの）の宮島訪問税の導入を検討しています。あなたはこの制度に賛成ですか、それとも反対ですか。当てはまる選択肢をお選びください。

【宮島訪問税への賛否（全体）】



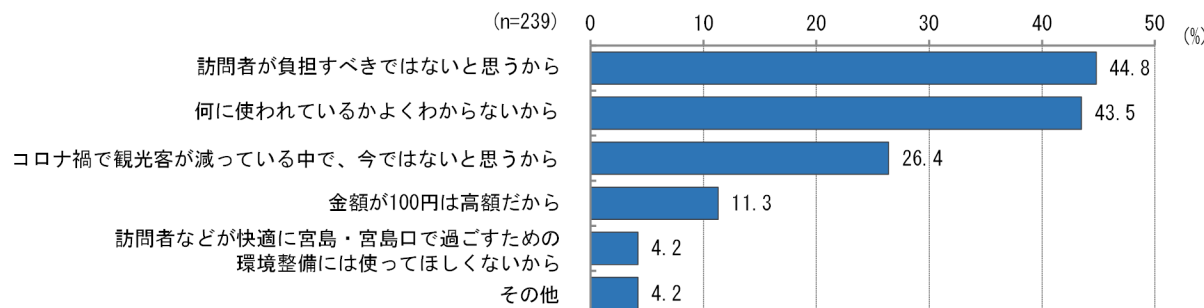
【宮島訪問税への賛否（居住地別）】



設問

宮島訪問税の導入に反対の理由について、当てはまると思う選択肢を全てお選びください。

【宮島訪問税への反対理由】



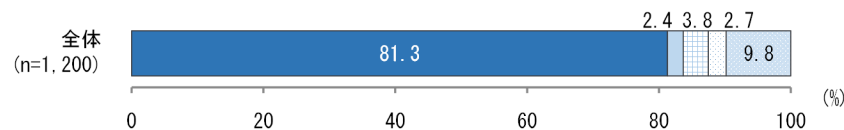
2. アンケートの集計結果

税導入による宮島での使用金額の変化

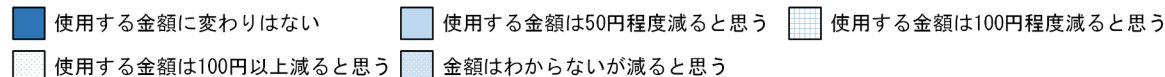
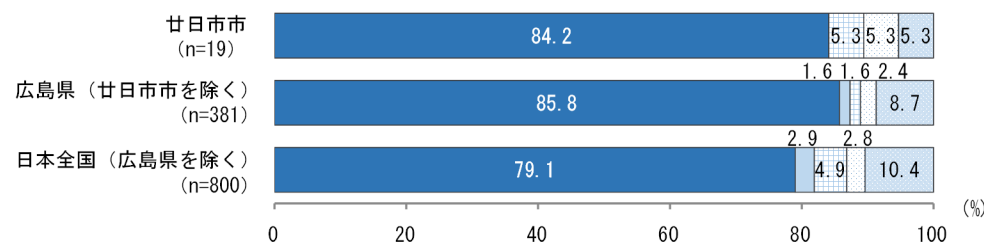
設 問

もしあなたが観光に訪れた先で100円程度の宮島訪問税を徴収されたとすると、あなたの観光地で飲食やお土産などに使う金額が変わると思いますか。当てはまる選択肢をお選びください。なお、使用する金額は一人あたりに換算してお答え下さい。

【税導入による宮島での使用金額の変化（全体）】



【税導入による宮島での使用金額の変化（居住地別）】

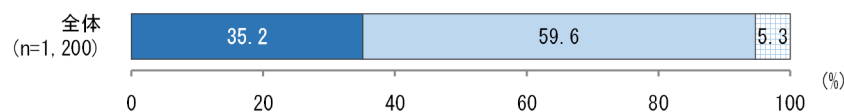


宮島訪問税の使い道を知りたいか

設 問

たとえば宮島訪問税を導入したとします。あなたは宮島訪問税の使い道について知りたいと思いますか。当てはまる選択肢をお選びください。

【宮島訪問税の使い道を知りたいか（全体）】



【宮島訪問税の使い道を知りたいか（賛否別）】

